

## 令和6年度愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会 <会議概要>

1. 日 時 令和7年2月25日（火） 14:00～15:30

2. 場 所 聖カタリナ大学松山市駅キャンパス  
聖トマス館2階 第1会議室

### 3. 出席者

#### (1) 懇話会委員（50音順）

赤根 良忠 委員、河野 保子 委員、坂 宗尚 委員  
庄野 由桂 委員、田中 顕悟 委員、中川 幹宏 委員  
伴 美紀 委員、矢野 恭宣 委員 計8名

#### (2) 事務局

大森事務局長、荻山事務局次長兼総務課長、渡部事業課長、  
細谷資格管理係長、佐伯医療給付係長、潮田保健事業係長、  
西畑主事、山木主事、竹内主事 計9名

### 4. 議 題

- (1) 財政状況について
- (2) 令和8・9年度の保険料について
- (3) 資格確認書を交付する要配慮者について
- (4) 保健事業について

### 5. 質疑・意見交換等

#### (1) 財政状況について

(委員) 毎年剰余金ができるということは、お金が余っているということか。  
余ったお金はどうなっているのか。

(事務局) 余った剰余金は2年ごとに改定している保険料率の抑制のため使用する。

(委員) 剰余金について、令和2・3・4年はほぼ同じ、令和5年が少ないのはなぜか。

(事務局) 令和5年度については医療費の上昇が見込みよりも多く、歳出予算の執行率が高かったため、剰余金が減っている。

(2) 令和8・9年度の保険料について

(委員) 高額療養費制度の見直しに関して、上限が引き上げられることによって、治療をあきらめてしまう患者が出るのが予想される。医療費の支払いが難しくなる方に対する支援・相談の体制を充実していただきたい。たとえば、ソーシャルワーカーなどとも連携し、治療内容や医療費だけでなく生活全般での患者の経済的な負担に対して総合的にケアできるような、そのような体制があったらと思う。今後のフォローアップについて予定があるのかを聞きたい。

(事務局) 必要な医療を受けるべき方が、治療を中断することがないように何らかの支援が必要であると考えている。愛媛県とも連携していきたい。

(委員) 剰余金は2年ごとの保険料の見直しの際、保険料を抑える方向に働くと説明があったが、医療費が急に上がった、剰余金が赤字になったりした場合、次の2年の保険料をぐっとあげます、というのは難しいと思う。医療費の急激な変動に対してどういった対策を打たれているのか、今後長期的に見たときに料率をどのように抑えていくかについて対策があるかお聞きしたい。

(事務局) 医療費の急激な変動への対策について、それに対応できる十分な保険料率を設定して、将来に向けて持続可能な制度となるための財政運営に努めている。仮に制度の存続が危うくなることがあれば、国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出して設置している財政安定化基金で対応することが認められている。

また、急激に医療費が高騰した要因等よく検討し、保険料改定の際には、被保険者の保険料を出来るだけ抑えるように国・県・各市町の協議を含め検討していく。単年度単年度という捉え方で保険料を考えるのではなく、これから医療費が上がる要因等よく検討しながら改定に努めていきたいと考えている。

(委員) 今後被保険者も医療費も増えていくと思うが、それを抑制する対策を教えてください。

(事務局) 健康寿命の延伸のための様々な事業を行っており、この後の議題で説明させていただく。

(委員) 後期高齢者は一定の年金の枠内で生活している中で、保険料関係はいろいろと上がっており、生活が大変である。高額療養費制度見直し等にしても、我々が知らないうちに勝手に国が決めたものが県からおりてきている、こういったことがまかり通る状況が許されるのか、と思う。いきなり国から降りてきた案件にしても、それをただ受け入れるだけなのか、しっかりしてもらわないと高齢者にとっては死活問題である。そのことを念頭において対応していただきたい。

(事務局) 保険者としても国等の通知に基づいて事業を実施しているところではあるが、中四国ブロック会議など、国等の担当者が出席し提言するような機会もある。あらゆる機会を通じてこのような声を伝えていきたい。

### (3) 資格確認書を交付する要配慮者について

(委員) 要配慮者はどのくらいのパーセンテージを見込んでいるか、資格確認書の発行はどのくらいの日数でできるか。

(事務局) 要配慮者の見込みは未定。要配慮者をどのような基準で設定するかによって見込み数も変わってくるかと思う。  
現在の想定では、客観的にみてマイナ保険証での受診が困難と認める方については要配慮者と認めることを考えている。  
発行日数に関しては、市町の担当課で受付をすると即日、郵送については申請書を受付次第発行する。

(委員) 申請の可否について、資格確認書の対象になるか、ならないかを判断する手順書やマニュアルはあるか。

(事務局) 市町の受付マニュアルは随時更新する形で配付している。要配慮者の取扱いについて、本日委員の皆様から意見を頂き、それを反映した形で要配慮者の受付方法等のマニュアルを作成して市町に配付する予定。

(委員) 懇話会の意見次第では、資料17ページの例以外でも対象が追加されるということよろしいか。

(事務局) はい。

- (委員) 後期高齢者のマイナンバーカードの取得率はどのくらいか。
- (事務局) 後期高齢者ではないが、愛媛県全体の保有枚数率は令和5年9月末時点で76.1%、後期高齢者被保険者証との紐づけ率は令和6年12月現在で67.51%となっている。
- (委員) 要配慮者について、国が基準を設けないのはどうしてか。これから広報をどうするのか、認定をどうするのか、基準がない中決めていくのはすごく大変だと思う。
- (事務局) 一番大きな理由は、17ページの赤字にあるとおり、様々な困難を抱える方が想定され、一律の基準を定めるのは困難という理由。基準を設けるとその基準に載らないせいで、必要な医療を受けることができないことがないように国としては基準を設けるのはよろしくない。
- (委員) 現場感覚というか、そういったところに任せるということか。
- (事務局) 基準を設けてしまうと、それに該当しない方を拾い上げるのが難しくなる。私共としては、医療が必要な方の受診を妨げないようにしたいと考えている。ご本人様からの申し出を証明・確認ということにすると、即日交付の意味もなくなる。できるだけ広く門戸を広げ、受診したい方が申し出をされた場合、ある程度肯定し認めるという方向性でやっていきたい。このあたりについて委員の皆様の御意見を伺いたい。
- (委員) 即日交付で申出制、良いと思う。申請があれば、よっぽど元気で誰が見ても、というような人以外は、交付してよい。
- (委員) 資格確認書はどういった場で発行できるのか。
- (事務局) 今のところ、各市町の担当課での受付を想定している。
- (委員) 代理人でも申請可能か。
- (事務局) 委任状があれば可能。
- (委員) 後期高齢者がほとんどの薬局の店舗があり、職員が一人一人に声

掛けをしてようやく 1 割の方がマイナ保険証を出してくれるようになった。高齢者がマイナ保険証を持たない理由として、高齢者の間で制度の理解が進んでいないこと、そしてマイナ保険証によって個人情報流出・悪用されるのではないかと不安があると考えられる。普及率を上げるためには、もし落ととしても、カード自体には情報が入っていないことを伝えるのが大切である。要配慮者については、受診を途絶えさせないために、多くの方に資格確認書を持っていただく必要があるが、それではマイナ保険証の利用が進まない。そうすると国としてこの事業をしていく意味が少なくなってしまうため、並行してしっかりマイナ保険証への移行を勧めていく必要があるのではと思う。

質問として、要配慮者の資格確認書の交付について、今からでも手続きができるのか、ご家族がWEB上で手続きできるような環境が用意されているのか、お聞きしたい。

(事務局) 今のところインターネット申請は考えていないが、可能な限り被保険者のご負担にならないような対応を考えていきたい。申請の開始時期は可能であれば新年度 4 月 1 日から受付を考えている。

(委員) 各医療機関などにリーフレットを配布する予定はあるか。

(事務局) 夏頃の一斉更新の際、封筒にリーフレットなどを同封して皆様に周知したい。

#### (4) 保健事業について

(委員) 重複頻回受診者訪問事業から服薬通知事業に事業が変更予定とのことで、対象者が広がるイメージがあるが、対象者は変わるのか。また、広域連合から薬局等に連絡するところまでやるのかというところと、低栄養対策について、どのように対象者を抽出するのか教えていただきたい。

(事務局) 重複頻回受診者訪問事業は、訪問を受け入れていただかないといけないため、実施人数が少なかった。これから始まる服薬通知事業は対象者が変わるかということ、沢山病院にかかっている方は沢山薬を使われている方であるため、全く変わるわけではない。対象者の数は抽出の仕方ewith変わるが、厚労省の基準で抽出すると県内では7,700名ほどになる。その中で、特に健康被害の不安のある方などを優先して通知したいと考えている。

県の薬剤師会には快いお返事をいただいております、各薬局に配るチ

ラシなども用意する予定。

低栄養の対象者抽出については、各市町でレセプト及び健診の数値BMI18.5未満、体重が前年比で2キロ以上減った方を対象者として抽出している。

(委員) 薬局に対して対象者がそちらの薬局を使っています、という通知はないということでしょうか。

(事務局) 今のところ考えていない。

(委員) 薬局への通知はなかなか同意がないと勝手に知らせることはできないというところもあるので、難しいと思う。

後発医薬品について、まだまだ供給が安定していないので、そこへの配慮もお願いしたい。

選定療養について、制度への理解が進んでいないので、周知を含めた郵送内容をお願いしたい。

また、選定療養開始からしばらくたったが、後発医薬品の使用に対してどの程度影響が出ているか、後発医薬品利用差額通知をする際に、選定療養を加味した差額で通知しているのかを教えてください。

(事務局) 制度導入後の情報が通知されるのはこれからになってくるが、次回発送の際、どのような影響が出ているのか見ていきたい。

以 上